

## 虐待、身体拘束、不適切なケアなどの背景にあるもの（2016）

1. そもそも経営者又は施設長としての事業への適性・素質の改善
  - ・開設者研修の実施／管理者研修の実施
  - 課題～適切な事業運営の継続を図るにはどうするか？ ⇒更新研修の導入するなど、継続した研修の実施
2. 自他共にストレスマネジメントの欠如への改善
  - ・自分を高める術を持つこと
  - ・職員のモチベーションを高める仕掛けを備えること
3. 価値観の共有関係（人間関係とチームワーク）の欠如の改善
  - ・職員同士の価値観の共有を図ることのできる仕組みと実施
4. 無知がゆえに起こるであろう不適切なケアの改善
  - ・研修の参加と充実
  - 課題1～人材の確保（無資格者の採用）～人材難をどうするか？
  - 課題2～無資格者への専門性の確保など、質の確保をどうするか？
5. 義務付けされている評価事業の活用について
  - ・評価の実施（自己評価・外部評価）
  - 課題1～自己評価と外部評価の周知と実施と活用をどうするか？
  - 課題2～相互評価事業への参加するには？2004からの評価項目の活用をどう活かすか？
6. 職能団体の活用について
  - ・職能団体の実施する研修会や各種事業への参加
  - ・地域の身近な職能団体への加入と参加
  - ・他事業所との交流を促進
  - 課題～積極的な参加を促すにはどうするか？
7. 地域社会の目を事業所運営に届くような仕組みについて
  - ・運営推進会議の活用
  - ・積極的な行政の関与～定期的な運営のチェック（定期的な運営指導の実施）
  - 課題～行政や地域の目を日常的に届けるにはどうするか？ ⇒地域における管理者会議など行政主導で定期的に設ける
8. 高齢者虐待防止法・養護者支援法で記載されている、虐待を未然に防止する仕組みの運用など、苦情をあげる仕組みを管理者等責任のあるもの理解が乏しい現状にある。（下記参照）
  - ・制度の理解の促進
  - 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律より
  - 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等
  - （養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）
  - 第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

